主 文

原判決を破毀する。

本件を名古屋高等裁判所に差戻す。

理 由

名古屋高等検察庁検事長代理検事若林虎之助の上告趣意について。

本件は第一審津地方裁判所上野支部で昭和二三年六月一七日被告人に対し懲役一年、三年間執行猶予の有罪判決を言渡したところ、被告人はこれを不服とし同月二一日控訴申立をなし第二審検事は第一審の科刑を失当として附帯控訴をした事件であるが原審は審理の結果昭和二四年一一月一七日被告人に対し懲役六月、三年間執行猶予の判決を言渡したものであることは記録上明らかである。ところが原審昭和二四年一一月一〇日の公判調書をみると被告人は原審公判廷で本件以外に猪を買つたことで事件を起し昭和二四年四月から三重刑務所において服役中である趣旨の供述をしているのであつて右公判調書の記載と上告趣意書添附の判決謄本とを綜合すれば被告人は昭和二四年四月二一日津地方裁判所上野支部で懲役一年六月に処せられ現在三重刑務所において服役中であることが判るのである。然らば被告人は刑法第二五条第一号の「前二禁錮以上ノ刑二処セラレタルコトナキ者」に該当しないのであるから本件は被告人に対しては執行猶予を附し得ない案件であるに拘わらず原審は被告人の前示公判廷の供述にかかる処刑の事実につき審究するところなくたやすく被告人に対し執行猶予を附したことは審理不尽の違法あるものといわなければならない、それ故論旨は理由あり原判決は破棄を免れない。

よつて刑訴施行法第二条旧刑訴第四四七条第四四八条ノニにより主文のとおり判決する。

この判決は全裁判官一致の意見である。

検察官 田中巳代治関与

昭和二五年六月二三日

最高裁判所第二小法廷

義	直	崎	塚	裁判長裁判官
_	精	Щ	霜	裁判官
茂		山	栗	裁判官
重	勝	谷	\ / \	裁判官
郎	八	田	藤	裁判官